

大阪市自殺対策基本指針（第2次）の 中間見直し案について、 ご意見を募集します。

大阪市では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」（計画期間：平成30年度から概ね10年間）を策定し、各種施策を実施してきました。「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」では、概ね5年を目途に中間評価を行い、必要に応じ中間見直しを行うこととしています。

また、令和4年10月に国において新たに自殺総合対策大綱が閣議決定されたところであり、大阪市においても、近年の本市の状況や国の新たな大綱等を踏まえ、「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」の中間見直し案を取りまとめました。

よりよい指針にするため、皆さまから広くご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。

1 パブリック・コメントの対象

大阪市自殺対策基本指針（第2次）の中間見直し案

2 ご意見の募集期間

令和6年1月17日（水曜日）から令和6年2月15日（木曜日）まで

（注）募集期間外の受付はできませんのでご注意ください。

3 資料の閲覧・配架場所

大阪市こころの健康センター（都島センタービル3階）

市民情報プラザ（大阪市役所1階）

各区役所区民情報コーナー（出張所含む）

各区役所保健業務主管課

大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）

各市立図書館

大阪市保健所管理課（あべのメディックス10階）

大阪市ホームページ

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kenko/0000610981.html

4 提出方法

次のいずれかによりご提出ください。

応募用紙は、大阪市ホームページよりダウンロードいただくほか、上記 **3 資料の閲覧・配架場所** にて配布いたします資料裏面を切り取ってご使用いただけます。

また、任意の書式でもご提出いただけます。

(1) 送付の場合

下記の **6 提出先・お問合せ先** へてにお願いします。宛名に「自殺対策基本指針意見募集」と明記してください。

(注)令和6年2月15日(木曜日)必着

(2) 持参の場合

下記の **6 提出先・お問合せ先** へお願いします。

(注)業務時間(9時から12時15分までと、13時から17時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く))以外は受付できません。

(3) ファックスの場合

ファックス番号 06-6922-8526

(4) 電子メールの場合

メールアドレス jisatsu-taisaku@city.osaka.lg.jp

(注)全て半角英字です。

(注)件名に「自殺対策基本指針意見募集」と明記してください。

5 その他

・電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりません。

・いただいたご意見につきましては、内容ごとに整理し、本市の考え方を大阪市のホームページに掲載しますが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

・ご意見をいただきました皆さまの個人情報、本件以外の目的に使用しないとともに、一切公表しません。

6 提出先・お問合せ先

〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21(都島センタービル3階)

大阪市こころの健康センター 電話:06-6922-8520